

使用料の減免について

- ・身体障害者手帳(4級まで)
- ・療育手帳(A・B)
- ・精神障害者保健福祉手帳 を

お持ちの方は、減免申請書をご提出いただくと
5割減額(半額)で使用できます。

美唄市教育委員会